

平成

二十一年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第三号)

平成二十一年十二月九日(水曜日)

議事日程(第六号)

平成二十一年十二月九日 午前十時開議

第一 南和広域連合の議会の議員の選挙について

第二 市政の報告と提出議案の説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
藤	川	太	堀	吉	山	福
富	村	田	川	田	口	塚
美	家	好	浩	雅	耕	
恵						
子	廣	紀	美	範	司	実

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉
副市長	榮
教育長職務代行者教育部長	野
市長公室長	林
総務部長	巳
都市整備部長	辰
生活産業部長	敏
健康福祉部長	信
上下水道部長	卓
消防本部次長	元
	三
	弘
	也
	雄
	美
	夫

八番	池
九番	益
十番	山
十一番	峯
十二番	花
十三番	土
十四番	大
十五番	田
	原
	谷
	井
	谷
	林
	田
	田
	吉
	輝
	博
	雄
	孝
	雄
	嗣
	典
	政
	雄

事務局職員出席者

会計管理者	上
西吉野支所長	福
大塔支所長	土
監理管財課長	新
企画財政課長	櫻
市長公室次長	佐
秘書課長	下
庶務課長	窪
	村
	古
	井
	井
	井
	井
	祥
	健
	敬
	憲
	洋
	佳
	秀
	次
	美
	三
	夫
	嗣
	二
	男

事務局長	川
事務局次長	乾
事務局係長	西
速記者	柳
	ヶ
	瀬
	五
	久
	美
	美
	旬
	美

午後一時五十九分再開

○議長（川村家廣）昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第一、選第七号を議題といたします。

本件につきましては、昨日の延会前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより南和広域連合の議会の議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「十四番」の声あり）十四番大谷議員。

○十四番（大谷龍雄）南和広域連合の議会の議員の選挙は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（川村家廣）南和広域連合の議会の議員の選挙は投票をもって行うことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議がないようですので、南和広域連合の議会の議員の選挙は投票によって行うことに決しました。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は、十五名であります。投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（川村家廣）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（川村家廣）異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（川村家廣）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村家廣）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に益田吉博議員及び池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（川村家廣）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十五票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十五票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

大谷龍雄議員 九票

山田澄雄議員 六票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、四票であります。よって、大谷龍雄議員が議員に当選されました。

ただいま南和広域連合の議会の議員に当選されました大谷龍雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により告知をいたします。

当選されました大谷龍雄議員から、当選承諾並びに就任のごあいさつをいただくことにいたします。大谷龍雄議員。

〔大谷龍雄登壇〕

○（大谷龍雄）市議会議員の皆様始め理事者の皆さん、また関係者の皆さん方の御意見をよく聞かせていただきまして、南和広域連合議会の目的と責任を果たすために頑張らせていただきます。

今後ともどうか御指導をよろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（川村家廣）この際、申し上げます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長に報告させます。

○事務局長（川西敏美）命により、私から御報告申し上げます。

まず、近畿市議会議長会でございます。

去る十月二十九日に、京都市におきまして、本年度第二回理事会が開催されました。

最初に会長の撰津市議会議長のあいさつがあり、続いて開催当番市の向日市議会議長の歓迎あいさつの後、第一回理事会以降の新任議長の紹介がありました。

続いて会議に入り、報告事項として第一回理事会以降の会務報告があり、了承されました。

次に、議案審議に入り、支部提出議案六件を審議した結果、全議案が可決されました。

次に、協議事項として、定期総会の見直し、平成二十二年度の本会各市負担金及び当面の会議日程等について協議をいたしました。

最後に、次期開催当番市の大阪府高石市議会議長からあいさつがあり、会議は終了いたしました。

次に、全国市議会議長会でございます。

去る十一月十八日に、東京都の日本都市センター会館におきまして、第八十七回評議員会が開催されました。

開会式では、初めに会長の富山市議会議長のあいさつがあり、続いて来賓の小川総務大臣政務官と近藤衆議院総務委員長から祝辞がありました。引き続き会議に入り、報告事項として定期総会以降の一般事務について、また、地方行政委員会等六委員会並びに地方分権改革・道州制調査特別委員会の活動状況についてそれぞれ報告があり、いずれも了承されました。

次に、議案審議が行われ、各部会提出議案の十八件及び会長提出議案の「地方分権改革の推進に関する決議」「地方税財源の充実強化に関する決議」「ほか三件について、それぞれ提案理由の説明があり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。」

次に、協議事項として、平成二十二年度本会予算の見通し等について説明があり、それぞれ了承され、会議は終了いたしました。

次に、奈良県市議会議長会でございます。

去る十一月二十四日に、橿原市におきまして、本年度第三回議長会が開催されました。

初めに、会長の生駒市議会議長のおいさつがあり、続いて、前回の議長会以降に異動のありました葛城市の正副議長の紹介がありました。会議では、諸報告として前回の第二回議長会以降の事務報告並びに会議出席報告があり、それぞれについて了承されました。

次に、協議事項に入り、平成二十一年度決算見込み及び平成二十二年度予算見通しについて協議の結果、いずれも了承されました。

以上が議長会関係の報告でございます。

次に、南和広域連合議会でございます。

去る十月十四日に、五條市中央公民館におきまして、平成二十一年第二回南和広域連合議会定例会が開催されました。

会議では、平成二十年度南和広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び平成二十年度南和ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について審議が行われ、それぞれについて原案どおり承認されました。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により一般会計及び特別会計、また、地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により水道事業会計の、それぞれ八月分から十月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上、御報告申し上げまして諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。存じます。

○議長（川村家廣） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川村家廣） 次に日程第二、市政の報告と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫） 市政の報告と議案説明を行います。

初めに、去る十一月十五日に執行されました任期満了に伴う五條市議会議員選挙は、定数十五名に対して現職十一名、新人七名の方が立候補され、選挙が行われ、十五名の皆様が選ばれました。

御承知のとおり、市の財政状況は非常に厳しい状況ではございますが、これまでの豊富な経験を生かされ、市民の皆様が住んでよかったですと思えるまちづくりの実現と五條市の発展のため、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、九月から今日までの市政の概要について御報告いたします。

「行財政改革」の取組につきましては、様々な改革を断行し、簡素で効率的な行政運営を進めております。指定管理者制度の導入では、九月議会で条例の改正を議決された施設について、平成二十二年四月から指定管理者による管理を開始するため、九月末から公募を開始し、指定管理者候補者を選定するための指定管理者選定委員会を十一月上旬から中旬にかけて開催し、今議会において四施設の指定管理者を指定する議案を提出したところであります。

また、五條市集中改革プランの進行管理を兼ね実施しています行政評価については、事務事業評価を実施し、現在は施策評価を新年度予算編成に合わせ実施しているところであります。行政評価をすることにより、PDCAサイクルを構築し、限られた財源、人材等の資源が市民サービスの向上に向け、効率的かつ効果的に活用されるよう、鋭意取り組んでまいります。

「緊急雇用対策・ふるさと雇用対策」につきましては、本年度から国の施策に合わせて雇用機会の創出を図る取組として、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別対策事業を実施し、非正規労働者・中高年齢者等の正規雇用までの間の一時的な雇用・就労機会の創出を行ってまいりました。十月に民主党中央の政権が誕生し、事業に対する雇用要件が緩和されたことから、それを受けて今議会の補正予算において、本市の実情や創意工夫に基づき、更なる求職者の雇用機会を創出する対策に取り組んでまいります。

次に、「定額給付金給付事業及び子育て応援特別手当事業」につきましては、四月六日から申請を受け付け、十月六日で終了いたしました。

結果、定額給付金については、給付対象一万三千八百四十世帯、給付総額五億六千六百七十四万八千円に對しまして、一万三千七百四十九世帯、五億六千五百三十九万二千円の給付を行い、給付率は九九・八パーセントとなり、不在世帯を考慮すると、実質的には一〇〇パーセントと高い給付率で事業を完了しました。また、子育て応援特別手当につきましては、給付対象四百二十八世帯、給付総額一千六百二十万円で、一〇〇パーセントの給付を完了しました。

次に、「携帯電話等エリア整備」の取組について申し上げます。

本市の山間地域における携帯電話の不感エリアの解消は、「命の携帯電話」として非常に重要であることから、国の緊急経済対策に伴い、西吉野町津越地区、永谷地区、西日裏地区、勢井地区、大塔町惣谷地区、篠原地区の六箇所において、基地局と伝送路整備の調査設計業務を行っているところ

であります。また、西吉野町唐戸地区及び茄子原地区においては、携帯電話事業者が整備を進めております。

次に、「バイオマスタウン構想」につきましては、本市の総合計画策定に伴う市民アンケート結果において、ゴミの減量リサイクルの推進は市民の認識が高く重要な施策であると位置付けております。このような背景の中、国の「バイオマス・ニッポン総合戦略」に伴う地球温暖化を防ぐ政策推進のため、奈良県のトップをきって「五條市バイオマスタウン構想」の策定を進めております。地域のバイオマスの現状を把握した上で、バイオマスの利活用の推進に向けた構想を策定するため、第一回五條市バイオマスタウン構想策定委員会を去る十一月二十五日に開催し、年度内の構想策定と公表に向け協議を進めております。

次に、「広域連携協議会」の取組につきまして御報告申し上げます。奈良県を中心として開催される国家的事業、「平城遷都一三〇〇年祭」を契機として、河内長野市・橋本市・五條市の三市における広域連携を図り、金剛周辺地域の発信力を高め、府県域を超えた取組による新たな観光の創出及び地域振興を目的として「平城遷都一三〇〇年祭 河内長野・橋本・五條金剛三市広域事業実行委員会」を、去る十月二十九日に設立いたしました。平城遷都一三〇〇年祭を契機とした河内長野・橋本・五條の金剛三市広域イベントとして、金剛三市の地域シンボル「行者杉」にちなむウォーキングイベント、スタンプリリー、交流サッカー大会等の開催を、平成二十二年において計画しております。

次に、「道路行政」の取組について申し上げます。

台風十八号による被害対応として、被災直後の崩土、倒木の処理、路肩決壊によるバリケードの設置等を行い、通行の安全対策を実施するとともに、道路の路肩決壊等の被害が多かった西吉野地域におきましては、十四箇所について県に被害報告をし、災害復旧事業の採択を得るべく事務作業を行っているところです。

地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）につきましては、国から指定を受けた調査区間四キロメートルの都市計画決定を目指し鋭意努力しておりますが、まず先に京奈和自動車道五條インターから大川橋北詰までの約一・三キロメートルを「まちづくり」と並行しながら、県を始め関係機関等と協働で推進してまいります。

次に、京奈和自動車道大和・御所道路（御所区間）の約一三・四キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、五條北ランプ橋下部工事も始まり、平成二十八年度開通に向け引き続き要望してまいります。

本年度当初予算における道路改良工事として、過疎地域自立促進事業、水力発電施設周辺地域整備事業及び辺地対策事業を活用した市道五路線については、三路線がしゅん工し、二路線について現在工事を実施しております。

また、本年度九月補正予算による経済対策事業につきましては、測量設計等業務を急ぎ、速やかな実施を予定しております。

平成二十年度繰越事業につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業による道路改良及び舗装工事を含め、十三路線中十一路線がしゅん工いたしました。

次に、「住宅施策」の取組について申し上げます。

市営住宅の募集につきましては、空き家住宅修繕等を完了し、低所得者等の住宅需要にかんがみ、今年度二回目の募集に向け調整をしているところであります。

市営住宅の維持管理においては、耐用年数の経過した老朽住宅が多く、修繕費が多額となることから、経費節減等も考慮し、職員が対応できるものについては職員自らが修繕等を行うことにより、安心・安全な住宅管理に努めているところです。

また、一般木造住宅耐震診断事業につきましては、一次募集、二次募集において十三件を受け付けておりますが、今後も募集を重ね、市民の耐震に対する意識の高揚に努めてまいります。

次に、「公園事業」について申し上げます。

これまで五條市が直営で管理を行ってまいりました「上野公園」、「阿田峯公園」及び「五万人の森公園」の三施設につきましては、六月議会で指定管理者の議決をいただき、引継ぎを終え、十月一日から指定管理者制度を導入し、運営を行っております。また、(仮称)金剛山麓野鳥の森の整備につきましては、土地開発公社の健全化を目的として事業化しており、今年度も引き続き公社用地の買戻しを行ってまいります。施設整備の内容につきましては、基本構想を基に実施設計を発注し、トイレ、駐車場、散策路、展望台等の整備を、順次、自然を生かした形で行うこととしております。

次に、「農林行政」の取組について御報告申し上げます。市内の農林産物への認識を深めるとともに、品質及び生産性の向上並びに農林業の振興を図るべく、第四十回農林産物品評会が十一月十一日・十二日の両日に開催され、四百八十六点の農産物の出品と二十団体の催しが行われ、平日にもかかわらず約一千二百人の皆様に御来場いただき、盛況のうちに終えることができました。

市内の農林業関係団体、生産者団体等の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、「健康福祉行政」の取組について申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、感染拡大防止に向け様々な対策を実施しているところであり、重症化予防に効果があるとされている予防接種については、国の優先順位に基づき、妊婦、基礎疾患を持つ人の接種はほぼ完了し、現在小児に対する接種時期を前倒しで実施しています。この予防

接種は任意接種で、費用がかかるため、低所得層に対しては接種料金を助成することとしております。

また、保育事業につきましては、急激な少子化の進行に伴い公立保育所の入所児童数が減少し、適正な集団の形成と児童一人一人に望ましい保育環境を整えることが難しい現状となっております。その状況を改善するため、児童数の減少が著しい二見保育所及び城戸保育所について、平成二十二年三月三十一日をもって休所することといたしました。

この休所につきましては、保育事業の適正な実施を図り、並びに市の財政健全化を推進するためのものであります。
次に、「教育行政」の取組について申し上げます。

十月十一日に予定しておりました第五十一回市民体育大会は、上野公園多目的サブグラウンドが台風十八号の影響で冠水したことにより、今年度は中止となりました。本大会の開催の要否につきましては、昨年から市体育協会を始め各地区体育協会及び自治連合会の方々と何度も協議を重ね、今年度においては開催する予定でありましたが、台風の影響とはいえ、開催できなかったことは誠に残念でございます。

今後も、市体育協会を始め各種関係団体と協力しながら、生涯スポーツの普及並びに発展に努めてまいりたいと考えております。

また、青少年健全育成事業の一環として取り組んでおります「チャレンジウォーク二〇〇九」を、十月四日に開催し、七百八十六名の参加の下、当日は快晴で日中の気温が二十五度を超える暑さの中、六百八十六名が完歩いたしました。

開催に当たり御尽力いただきました、各種団体のボランティア並びにコース周辺の皆様の御協力を感謝を申し上げます。

次に、「文化事業」への取組といたしまして、去る十一月三日、大塔ふれあい交流館で「大塔いきいき文化祭」を、また十一月七日・八日の両日、今年で三十八回目を迎え、本市の秋の恒例イベントとして定着している「五條市文化祭」を中央公民館を拠点に盛大に開催することができました。作品展、舞台発表等、年々文化活動への参加の輪が大きくなり、意義深い文化祭を開催することができました。

次に、「上下水道事業」の取組のうち、上下水道事業につきましては、市民生活に欠くことのできない生活用水の確保に努め、安全で良質な水を安定供給できるよう市民サービスの向上に努めるとともに、有効率及び有収率の向上対策においても、漏水調査及び配水管の更新等により改善され、効果が出ています。

簡易水道事業の取組につきましては、昨年度の三月補正による地域活性化・生活対策臨時交付金事業により、白銀北奥谷・西新子地区給水管布設工事が九月末に完成し、給水を開始しております。

また、城戸・陰地地区及び辻堂地区の水道未普及地域解消整備事業を八月から着手しており、同時に湯川地区の統合簡易水道整備事業と、今年度九

月補正による地域活性化・経済対策臨時交付金事業により西吉野町黒瀨地区統合原水供給施設及びニヶ生地区用水施設の改修工事を行い、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、台風十八号により、西吉野町宗桧上簡易水道施設において被害が発生しましたが、給水への影響はないものの、施設の安全を図るため早急に復旧して管理・運営に努めてまいります。

次に、下水道事業の取組について御報告申し上げます。

公共下水道工事につきましては、須恵一丁目（岡口踏切付近）の整備工事を行うとともに、野原地区において平成二十二年度完成に向け事業が進められている県流域下水道事業に接続すべく、野原西一丁目、二丁目の整備工事に取り組んでおります。また、水洗化促進につきましては、新町、本町、五條、須恵地区への未接続家屋実態調査と公共下水道への早期接続の啓発を実施いたしました。

今後、引き続き未接続家屋に接続の御理解を求めてまいります。

最後に、「消防行政」の取組について御報告申し上げます。

奈良県の消防広域化につきましては、本年四月に発足した奈良県市町村消防広域化協議会において専門部会が設置されるなど、より専門的な観点から協議が開始されたところであり、広域化の時期に合わせた消防救急無線のデジタル化についての取組においても、同協議会が窓口となって県下で統一した規格の下、電波伝搬調査を進めているところであります。

救急業務につきましては、消防機関と医療機関が連携し、救急隊員が行う応急処置等の質を向上させるなど、メディカルコントロール体制の充実を図り、心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の高度な医療業務の処置範囲の拡大と、救命率の向上を図るためにも、救急車が現場に到着するまでの市民の応急手当の普及啓発活動体制づくりに取り組んでいます。

次に、予防業務につきましては、立入検査、防火指導及び広報活動を推進し、火災予防思想の普及啓発と防災意識の高揚を行うとともに、一般住宅用火災警報機の設置の指導を図り、より一層市民生活の安全確保に努めてまいります。

また、先般の定例会で御議決いただきました「五條市・十津川村消防事務委託規約」につきましては、地方自治法に基づき、奈良県知事に対して届出を行ったところであります。

続きまして、本定例会に提出の諸議案について御説明申し上げます。

報第十四号 専決処分報告、承認を求めること（一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）、報第十五号 専決処分報告、承認を求める

こと（特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正）、報第十六号 専決処分報告、承認を求めること（五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）につきましては、人事院勧告に伴う、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠し、支給基準日までに施行する必要があり、急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求めるものであります。

次に、議第七十三号 五條市携帯電話エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例の制定につきましては、携帯電話エリア整備事業に伴う受益者から分担金及び使用料を徴収するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第七十四号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、五條市携帯電話エリア整備施設を新設するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第七十五号 五條市立中央公民館条例の制定につきましては、指定管理者制度を導入するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第七十六号 五條市一時預かり事業の実施に関する条例の制定につきましては、一時預かり事業において保育料を徴収するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第七十七号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七十八号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に伴い退職手当制度の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七十九号 五條市立学校給食センター設置条例の一部改正につきましては、行財政改革及び幼稚園給食の更なる安全性の向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八十号 五條市立図書館設置管理に関する条例の全部改正、議第八十一号 五條市立老人憩の家条例の全部改正及び議第八十二号 五條市衛生センター条例の全部改正につきましては、各公の施設に指定管理者制度を導入するため、各条例の全部を改正するものであります。

次に、議第八十三号 五條市斎場条例の一部改正につきましては、使用料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八十四号 財産の取得につきましては、（仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業に係る土地を取得するため、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第八十五号 和解につきましては、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第八十六号 五條市賀名生の里歴史民族資料館に係る指定管理者の指定についてから議第八十九号 五條市大塔天辻館に係る指定管理者の指定につきまして、各公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第九十号 市道路線の変更につきましては、県道橋本・五條線移管による起点変更のため、道路法第十条第二項の規定により変更をお願いするものであります。

次に、議第九十一号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ三億五千六百六十二万四千円を追加し、総額百七十一億八千四百三十六万三千円とするもので、主なものといたしましては、障害福祉費九千八百十九万三千円、農地災害復旧費一千八百十三万円、観光費五千六十万円、道路橋梁災害復旧費一億九百四十七万六千円等の追加であり、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、市債等を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。

次に、議第九十二号 平成二十一年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、一般被保険者医療給付費、高額医療費等一億二千五百四十二万五千円を増額するものであります。

次に、議第九十三号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、業務費百八十万円を増額するものであります。

次に、議第九十四号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、墓地建設事業費五百五十万円を増額するものであります。

なお、本議会につきましては、平成二十一年十二月九日付で議長あてに訂正案を送付してございますので、御了承願います。

次に、同第九号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、教育委員に欠員が生じたため、新任の同意を求めるものであります。

次に、同第十号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、田村幸子委員が平成十九年五月三十一日をもって辞職したため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、推第三号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、中田良子委員の任期が平成二十二年三月三十一日をもって満了するため、その後任を推薦し、議会の意見を求める次第であります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決等賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日から十三日までの四日間は休会とし、次回十四日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、あす十日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、提出願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十分散会